

三次市教育委員会告示第1号

三次市社会教育振興事業補助金交付要綱及び三次市青少年体験活動補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年1月7日

三次市教育長 迫 田 隆 範

三次市社会教育振興事業補助金交付要綱及び三次市青少年体験活動補助金の一部を改正する告示

(三次市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 三次市社会教育振興事業補助金交付要綱（平成16年三次市教育委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この告示は、学校、家庭及び地域の協働・連携の強化を図ることを目的とし、社会教育団体等が行う社会教育活動（以下「事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、社会教育団体等が行う事業に要する経費とする。ただし、別表に掲げる経費は補助金の対象としないものとする。

第3条を削り、第4条を第3条に、第5条を第4条とする。

第6条中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第4条」を「第3条」に、「第5条」を「第4条」に改め、同条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

第11条第1項中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

対象外の経費	内容
人件費	給料，手当，法定福利，賃金，退職金等の団体運営に係る人件費（講師の報償費等の事業を推進するために必要な人件費は除く。）
食糧費	食糧費，懇親会等の経費（講師の昼食等，補助金の交付目的と飲食費が密接にかかわるものを除く。）
視察研修費	事業と直接関係のない慰労等を目的とする視察研修費
助成費	別団体等への助成金，物品等の援助を目的とする経費
その他	社会通念上，公金で賄うことがふさわしくない経費

様式第1号中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に、「第4条」を「第3条」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に改める。

様式第4号中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に、「第5条」を「第4条」に改める。

様式第5号中「（第6条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

様式第6号中「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に、「第8条」を「第7条」に改める。

様式第7号及び様式第8号中「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に改める。

様式第9号中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に改める。

様式第10号中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に改める。

(三次市青少年体験活動補助金の一部改正)

第2条 三次市青少年体験活動補助金(平成27年三次市教育委員会告示第6号)
の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条のうち附則第2項の改正規定及び第2条の規定は、令和4年1月7日から施行する。